

役・地子銀及び職に懸る上納銀、普通の地子町には地子銀及び職に懸る上納銀を納める義務を負はせた。尙この外本町では本町肝煎及び番頭の扶持銀等を徴し、地子町では地子町番頭の給銀・組合頭の袴指銀・地子町人用銀等を徴した。

カナザハオシロカタゴウヌツキ 金澤御城方御用主附 ↓カナザハジョウダイ 金澤城代。

カナザハオルスキバン 金澤御留守居番 ↓ルスキバン 留守居番。

カナザハカンノンジユンレイウタ 金澤觀音順禮歌 一冊。金澤市中諸寺の觀世音を、東西に別けて各三十三所宛詠じたもの。從二位中納言有藤卿門弟の作とあるから、元祿・享保頃に出來たのであらう。

カナザハキジ 金澤紀事 一冊。富田景周著。文政六年の自筆本がある。芋掘藤五郎の砂金を得た話、富樫泰家の時代に金澤源次といふ士の居たこと、天正中上杉謙信に從つて來た信萬里が金澤城の語を含む句を作つたこと、前田齊廣が金城靈澤を清掃したこと等を漢文で記してあるが、謬見に満ちたものである。

カナザハギンザゼンロク 金澤銀座前録 金澤銀座役の人々の拜命免除の年月を記載したものであるが、後世集録した記録であるため誤脱が多い。

カナザハクジツサイニンシラベチヨウ 金澤九十歳人調帳 寛文十年前田綱紀が九十歳以上の領民に一人扶持を給する例を開いてから、毎年正月四日金澤町會所から、該當者の有無を上申した留書である。九十歳人の取調

は、御郡奉行でも遠所町奉行でも同日に報告する佳例で、藩末まで繼續した。

カナザハケン 金澤縣 ↓ケンセイ 縣制。カナザハゲンジ 金澤源次 盛長私記に、文治三年源義經安宅の虎穴を脱れて、一里許行つた時、井上左衛門の一行二十一騎之を追ひ越したが、從士金澤源次は左衛門に勸めて之を討たしめんとしたとある。富田景周云ふ、源次は金澤にあるを以て、姓としたのであらう。是を以て見れば、文治の頃金澤の號が既にあつたと思はれる。しかし盛長私記は偽書であるから、この論は全く根據のないことである。

カナザハゴギン 金澤五吟 ↓ハイカイカナザハゴギン 俳諧金澤五吟。

カナザハコセキシ 金澤古蹟志 三十四冊。明治廿四年森田平次著。金澤城及び城下の沿革名蹟に就いて細大漏らさず記され、延いて著名人物傳に及んでゐる。又三十二冊本のあるのは、明治三十六年同人の著で、前書に幾分の訂正を加へ、人物傳の如きは全く省略して、地理的事項のみ存したものである。

カナザハゴボウ 金澤御坊 (一) 金澤御坊の草創―本願寺の金澤に建てた最初の支院は金澤御坊であつた。舊説によれば、本願寺覺如の來た時、土民が山崎山の末端即ち後の金澤城の地に一小堂を置いたに初るとしてゐる。しかし覺如が加賀に飛鶴したか否かは頗る疑はしく、且つ事實上一向宗がこの國に大勢力を得たのは蓮如の時であるから、金澤御坊の草創を遠く覺如に遡らしめることは困難である。土民が之を尊崇して御山と呼んだことも、單にその地が丘陵であつたのみでなく、

先に蓮如が吉崎に創めた寺坊を御山というた例に倣つたと思はれる。されば越賀雜記(加賀記)に、延徳年中に、加州尾山に、本願寺末寺造營す。本寺本山に在て實如上人御代。蓮如上人御隱居御存命。文龜元年閏三(六カ)月、武佐の祐乘を、加州末寺坊主に下し給。末寺造營より十年計り後也。實如上人御代。とあるこそ、實際を傳へたものであらうと思はれる。實如は延徳元年に寺務職を襲ぎ、蓮如は明應八年に示寂したのである。故に金澤御坊の草創は、世代を以てすれば實如の時とし、畫策經營の功を輔けたのは蓮如ではなかつたらうか。山城の山科・越前の吉崎・攝津の石山と同じく、軍事的要地を選定した手法から見ても、如何にも蓮如らしく思へる。實悟記に蓮如開基の寺坊を數へて、『蓮如上人は野村殿・大坂殿・堺御坊・越前吉崎・播州英賀・參州土呂・同鸞塚・大和飯貝・紀州黒江^{文所}などとは開山にて御入候。但鸞塚は實如にて御入候歟。』というて、その中に金澤御坊を含まぬのも、之を實如の開基と認めた故であらう。論者或はいふ。反故裏書に據れば、永正中實如の子圓如は、近時新たに都鄙に造立せられた坊舎の破却を命じたが、加賀に在つては若松・清澤二一俣・波佐谷・鮎瀨・山田・瀧野を例外としてゐる。而してこの中に金澤御坊を入れてゐないから、金澤御坊が實如時代に成れる如き新寺院でないことがわかると。しかし、圓如の破却せしめたのは、私に建立したものに就いて言ふので、金澤御坊の如きは本願寺自

體の別院であるから、假令年所を経ずとも停止すべき限りでなかつたのであらう。而して證如の天文日記天文十五年十月廿九日の條に、『加州金澤坊舎へ、本尊木佛、開山御影大佛也、御傳、泥佛、名號發誓、實如影差、下之。』と三具足其外佛器燈臺以下、悉道具下之。』といひ、同十二月九日の條に、『加州金澤一字へ、七高僧下之。』といふは、此の時に至つて御堂が再建せられ壯大となつたによるもので、こゝに開山御影といふは親鸞のことであり、實如の肖像を下附したのは、前住上人の肖像を安置する一向宗の慣習に從うたものである。この前年に金澤御坊の建築せられたことは、菊大路文書天文十五年六月十八日附神右衛門重國の藤木法眼御坊に宛てた、同十四年の加州西泉勘定狀に、『貳貫五百文みだうたてられ於石河惣國中ふまん^兩とあるに見て確實である。天文日記の彼の條を解して、金澤御坊の草創であらうとする説もあるが、惣國中を擧げて盡力した今次の普請は、その擴大強化にあつて、初級の建築はそれより以前にあつたものと考へられる。

(二) 御山と本願寺―金澤御坊は單に御山ともいうた。三齋聞書に『金澤の城は近き比まで本願寺の末寺有て、在々所々より參詣してお山と申ならはす。』とある通りである。越登賀三州志等に之を本願寺とするが、文獻の上では決してさる名稱を發見し得ぬ。例へば天文日記天文十五年に加州金澤坊舎とも金澤一字ともいひ、天正四年八月一撰の首領等が下間刑部法眼に捧げた訴狀に『金澤於御堂被致頂戴』といふの類、當時若し本願寺の名があつたならば、何れかに記せられさうなものである。